

指定校変更・区域外就学について

2024年4月1日

指定校変更・区域外就学について

九重町では児童・生徒が就学する小学校、中学校を住所による通学区域に基づいて指定しています。「指定校変更・区域外就学」の制度において「市町村の教育委員会は、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校を変更することができる。」と規定されています。

九重町教育委員会においても指定校変更・区域外就学についての相談に柔軟に対応していきますのでお気軽にお声がけください。

ただし、児童生徒が安全に通学できることが条件になります。

指定校変更について

九重町にお住まいの児童生徒は、基本的には住所による通学区域に基づいて指定する学校（指定校）への就学となりますが、指定校変更は、相当な理由（別に定める許可事項に該当するもの）により指定校以外への就学を希望する場合に、九重町教育委員会の許可により指定の変更が認められるものとなります。

区域外就学について

他市町村にお住まいの児童生徒は、基本的にはお住まいの市町村教育委員会の指定する学校への就学となりますが、九重町内の学校に区域外就学を希望される方は、九重町教育委員会にご相談ください。九重町教育委員会と住所地の教育委員会が協議して相当な理由（別に定める許可事項に該当するもの）が認められた場合は、九重町の学校への就学が許可されるものとなります。